令和8年11月6日
日 本 年 金 機 構
会計・資産管理部

仕様書に対する質問及び回答
案件名：日本年金機構で使用する高圧電力（北海道電力管内）外8件

項番	質問	回答
1. 現在の電力供給について		
1	【九州電力管内】 契約電力が1施設で500kW以上（協議制）の施設について、今現在の契約電力と直近1年間の最大需要電力の実績値をご教示願います。 例：契約電力：〇〇kW　最大需要電力実績：2026年1月〇〇kW	【福岡広域事務センター】 ・契約電力：576kW ・最大需要電力実績：2026年8月　437kW
2	別添1（全体）では本部は「特別高圧」、契約電力2,600kW、2回線受電、蓄熱式負荷設備「有」とされておりますが、供給電圧（標準電圧）・計量電圧・標準周波数の記載がございません。①本部の供給電圧、計量電圧および標準周波数をご教示ください。②予備電力については「予備線」との理解でよろしいでしょうか。③入札金額内訳書の「⑤予備線」の基本料金について、常用線（④）と別の単価を設定してよろしいでしょうか。また、予備線の基本料金の算定方法（力率割引の適用有無を含む。内訳書では予備線に力率割引の記載がございません）は、仕様書2.(11)①の標準供給条件に準じるとの理解でよろしいでしょうか。④蓄熱式負荷設備「有」の内容（設備の概要、使用時間帯等）をご教示ください	①電気方式：交流3相3線式 1回線受電 供給電圧（V）（標準電圧）：60,000 計量電圧（V）（標準電圧）：60,000 標準周波数（Hz）：60 ②・③ご認識の通りです。 ④業者決定後にお知らせします。
3	【東京電力管内】日本年金機構本部 別添1の一覧表で「2回線受電」と記載されていますが予備線／予備電源／自家発補給契約のどれにあたりますでしょうか。	予備線です。

項番	質問	回答
4	各施設の現在の電力供給会社　及び　現在の計量日を教えてください。	①北海道電力管内…株式会社U-POWER様 ②東北電力管内…日本エネルギー総合システム株式会社様 ③北陸電力管内…株式会社U-POWER様 ④東京電力管内…株式会社U-POWER様 ⑤中部電力管内…株式会社U-POWER様 ⑥関西電力管内…株式会社U-POWER様 ⑦中国電力管内…中国電力株式会社様 ⑧四国電力管内…四国電力株式会社様 ⑨九州電力管内…株式会社U-POWER様 現在の計量日は各施設ごとに異なっております。現在の計量日については、落札後に落札者に対して提示します。
5	電気利用者の利益保護の観点及び使用状況等確認させていただくため、弊社が落札させていただいた場合、「直近1年分の30分値データ」をエクセルデータにてご提供をお願いしております。ご対応いただけますでしょうか。	30分置データは保有していないため、提供できません。
6	【30分値データ等をお持ちでなく提供ができない方】 落札時に「30分値データ取得についての同意書」へご捺印・ご提出いただきますと広域機関から弊社へ貴施設30分値データをご提供いただくことが可能となります。ご協力いただけますでしょうか。	問題ございません。
7	現在の契約電力は仕様書記載のとおりでよろしいですか。異なる場合はご教示ください。	契約電力は各拠点、昨年度の最大月を記載しております。
8	【契約電力について】 現在の契約電力は仕様書記載のとおりでよろしいでしょうか。異なる場合はご教示ください。 また現在の契約電力が500kW以上で仕様書の契約電力と異なる場合、協議制となり落札後に明確な根拠を提出して頂きますが可能でしょうか。 （頂きました根拠が不十分だった場合、ご希望に沿えない可能性がございます。）	問題ございません。

項番	質問	回答
9	仕様書別添1（東北）項番20「旧盛岡年金事務所【本部管理】」は、予定使用電力量が令和9年10月以降に大きく減少しております（10月4,274kWh、11月1,635kWh、3月1,816kWh）。①当該需要場所は、契約期間（令和9年4月～令和10年3月）を通じて供給対象でしょうか。施設の廃止・移転・用途変更等の予定がある場合は、その時期をご教示ください。②契約電力（69kW）の見込みに変更はございますでしょうか。	供給対象です。 令和8年度の建築・増築にかかる移転及び引き込み位置の移設・変更は以下のとおりです。 ・岩見沢年金事務所（令和9年1月テナントへ移転） ・高崎年金事務所（令和9年5月テナントへ移転） 移転後も移転前拠点については使用しますが、減少する見込です。（時期等未定）
10	【九州電力管内】 契約開始時または供給期間中に契約電力の変更希望及び予定はございますか（500kW以上の協議制契約の場合）併せて、契約開始後の契約電力変更に関しましては、管轄エリア電力会社様の承認が必要となりますため、ご希望に添えない場合がございます。また、入札時の算定条件と異なることになるため、弊社からあわせて単価変更のご提示と協議をご依頼する場合がございます。ご了承ください。	契約電力500kW以上で、仕様書の契約電力と現在の契約電力が異なる施設はございません。
11	1日以外の施設のある管内において、各施設ごとの計量日をご提示いただけませんでしょうか。	現在の計量日は各施設ごとに異なっております。現在の計量日については、落札後に落札者に対して提示します。
12	【関西電力管内】 過去に新電力会社に切り替えたことはありますか。	全ての拠点において新電力会社から電力供給を受けたことはあります。
13	各施設について、自動検針装置はついていますか。	対象拠点のすべてに自動検針装置が設置されています。
14	自家発補給契約、予備電力（予備電源、予備線）はございますでしょうか。	日本年金機構本部（東京電力管内）において予備線があります。

項番	質問	回答
15	各施設について、自家発補給電力の契約はありますか。ある場合は契約電力（kw）、使用予定期間を教えてください。	本入札の対象拠点において、自家発補給電力契約のある施設はありません。
16	【北海道電力・東北電力管内】 今回の入札について融雪用電力の契約は含まれておりますでしょうか。	融雪設備を保有する拠点は当該契約（業務用電力）とは別に融雪用電力を契約しております。
2. 計量日について		
17	仕様書の別添1（全体）に「契約後に必要な調達期間次第では令和9年1月からの契約開始を検討しています。」と記載がございますが、こちらは契約締結時期が令和9年１月に前倒しとなる可能性があるという趣旨であり、実際の供給開始日は令和9年4月1日で変更ないとの認識でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
18	入札額の算定時の力率について、力率100%で算定してよろしいでしょうか。 （力率割引を考慮する）	
19	入札書および入札内訳書において、燃料費等調整額と再エネ賦課金は含めないという理解でよろしいでしょうか。	
20	託送料金の改定を踏まえた入札金額の算定について 一般送配電事業者より、託送供給等約款の変更に伴い、2026年11月以降に適用される託送料金単価の改定が、経済産業省の認可を経て正式に公表されております。入札金額の算定にあたり、改定後の託送料金単価を適用するものと理解しておりますが、この理解で相違ございませんでしょうか。	入札時にご提示いただく金額は、基本料金、従量料金（夏季・その他季）です。金額についての定めはありません。入札時の価格算定の基準となった部分を、落札後に条件変更することは（軽微な場合を除き）原則としてできません。
21	電力量料金単価につきまして、季節別ではなく年間通して単一の単価で算定することは可能でしょうか。上記対応が可能な場合において、入札金額内訳書につきましてもメニュー通りに記載を変更・修正してよろしいでしょうか。また弊社落札の際には、契約書（案）契約単価における従量料金単価の記載においてもメニュー通りに記載をご変更いただけますでしょうか。	年間同一単価については問題ございません。落札した場合、原則として、ホームページに掲載している契約書（案）のとおり契約を締結いたします。契約締結後に仕様を変更する場合は、内容により協議します。（ご要望に沿えない可能性がございます。）

項番	質問	回答
22	【供給開始日について】 計量日が1日以外の場合、小売電気事業者は一般送配電事業者が定める計量日に合わせて切り替えを行うことが要請されていることから、供給場所毎に予定されている計量日での切り替えとなり、仕様書記載の供給期間と計量日が異なる場合、供給期間通りに供給開始することが出来ません。ご了承いただけますでしょうか。	問題ございません。
23	【政府の電気料金支援について】 電気・ガス価格激変緩和対策措置や酷暑乗り切り緊急支援などの政府の支援政策が再度実施されることとなった場合、弊社では燃料費調整単価からのお値引きではなく、別項目を設けてのお値引きとなります。ご了承いただけますでしょうか。	
24	中部電力ミライズの負担軽減策は国の施策ではございませんので弊社は対応いたしかねますがご了承いただけますか。	
25	弊社では料金単価の変動をもたらす燃料費等調整の仕組みを導入していないため、燃料費等調整が必須の場合は入札に参加することができません。 燃料費調整のない固定プランでの応札は可能でしょうか。 ※「燃料費等調整を行わない（請求しない）契約」のみの対応となります。 契約期間中に燃料市場等の高騰があった場合でも、弊社から値上げをお願いすることはございません。また、政府による割引（激変緩和処置等）が発生した際には、適切な額を請求額に適応させていただいております。	燃料費調整単価の算定諸元が明確（請求なし）であるため、入札可能です。
26	本入札では、燃料費等調整を行わないプランでの契約は可能でしょうか。	旧一般電気事業者による燃料費等調整及び燃料費等調整がない場合のみ、入札可能です。
27	各社が独自に定める燃料費等調整額（燃料費等調整を行わず、燃料費等調整額を請求しない場合を含む）による契約が可能な場合、本入札では燃料費等調整額を含めない料金で落札者が決定されるため、実際の燃料費等調整額を含めた請求額では必ずしも落札者が最安とならないケースが考えられます。落札者の決定にあたっては、例えば各社の至近の燃料費等調整額の実績を参照する等、燃料費等調整額制度の違いを考慮いただけますでしょうか。	
28	支払期日について、弊社の電気標準約款で定める期日（支払義務発生日[検針日]の翌日から起算して30日目）で協議することは可能でしょうか。また仮に契約書（案）の記載内容について変更不可の場合であっても、実際の支払スケジュールについて協議することは可能でしょうか。	契約書（案）（料金の請求及び対価の支払）第１２条のとおりです。

項番	質問	回答
29	仮に遅延利息が生じた場合、弊社の電気標準約款にもとづき請求することは可能でしょうか。不可の場合、100円未満金額については、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」に準ずることでよろしいでしょうか。	契約書（支払遅延損害金）のとおり。
30	支払遅延利息率について、弊社の電気標準約款で定める率とすることは可能でしょうか。[弊社遅延利息率：年10%]	
31	東京電力管内の仕様書2.(3)では、使用期間が「令和9年4月1日以降最初の検針日」から「令和10年3月31日以降最初の検針日の前日」までとされております。別添1に記載の令和9年4月～令和10年3月の予定使用電力量は、検針日基準の月別使用電力量でしょうか、暦月基準でしょうか。入札金額内訳書の予定数量（夏季・その他季）は、別添1（全体）の合計値により算出する理解でよろしいでしょうか。	検針日基準の月別使用電力量です。その他、ご認識の通りです。
32	①弊社が契約に至った場合、入札時点の約款に基づく燃料費等調整額の算定諸元を契約満了まで適応させていただきますが、ご了承いただけますか。②ご了承いただけない場合、旧一般電気事業者が、契約期間中に燃料費等調整額の算定諸元を変更した際には、旧一般電気事業者が新たに設けた算定諸元を適応いたしますが、その際に契約単価の見直し協議は可能でしょうか。	仕様書（8）電気料金の算定方法① —3 燃料費等調整額についての記載のとおりです。
33	燃料費調整額について、各エリアの旧一般電気事業者による2026年11月1日実施のプランによる応札とし、同プランを契約満了まで適用してよろしいでしょうか。例えば、東京電力管内においては、2026年11月1日実施の東京電力エナジーパートナー様によるベーシックプランと同じ燃料費調整・市場価格調整（諸元・調整方法）による応札とし、契約満了まで2026年11月1日実施の同プランを適用してよろしいでしょうか。	
34	燃料費等調整額について、「旧一般電気事業者が適用する燃料費調整単価の算定諸元に準じるものとする。」とありますが、旧一般電気事業者の供給条件が応札後に見直された場合は、契約期間中に適用される最新の供給条件に基づき燃料費等調整額を算定するとの認識でよろしいでしょうか。	
35	燃料費等調整額の算定については、入札時点で適用されている旧一般電気事業者の約款に基づく算定式・諸元等を、契約期間満了まで適用いたしますがよろしいでしょうか。	

項番	質問	回答
36	弊社が契約に至った場合、入札時点の約款に基づく燃料費等調整額の算定諸元を契約満了まで適応させていただきますが、ご了承いただけますか。ご了承いただけない場合、旧一般電気事業者が、契約期間中に燃料費等調整額の算定諸元を変更した際には、旧一般電気事業者が新たに設けた算定諸元を適応いたしますが、一般的にはその変更と同時に契約単価も見直しとなります。この場合、変更後の契約単価を適用可能でしょうか。（可または否でご回答いただきたくお願いいたします。）	仕様書（8）電気料金の算定方法① —3 燃料費等調整額についての記載のとおりです。
37	弊社の燃料費等調整制度では、高圧・特別高圧料金における燃料費等調整について、燃料費調整の「基準単価」ならびに市場価格調整の「基準市場価格」「換算係数（x・y）」および「調整係数」を年度ごとに見直す場合があります。また、翌年度に適用する数値は、年度開始の3か月前までに当社ホームページで公表することとしております。本入札において弊社の燃料費等調整制度を適用する場合、契約期間中であっても、弊社が公表する最新の数値を適用するとの理解でよろしいでしょうか。	
38	基本料金単価および電力量料金単価の他に、割引率や割引単価を設定することは可能でしょうか。可の場合、契約書についても割引率や割引単価を分けた上で締結することにご了承いただけますでしょうか。また、入札内訳書に割引額について欄を設け、追記してよいでしょうか。	入札に必要な書類は、日本年金機構が提示しているものから変更はできません。独自様式での提出も不可です。電気料金については仕様書（8）電気料金の算定方法で示す以外の費用がかかる場合は、入札金額内訳書にて日本年金機構が示した料金項目に含めて積算してください。契約書（案）についても原則同様の記載となります。詳細は落札後協議とします。（ご要望に添えない可能性がございます。）
39	再生可能エネルギー電気について、基本料金単価および電力量料金単価とは別途、契約単価として再生可能エネルギー料金単価を設定することは可能でしょうか。可の場合、契約書についても単価を分けた上で締結することにご了承いただけますでしょうか。また、入札内訳書に再エネ電気料金について欄を設け、追記してよいでしょうか。	
40	弊社では電力量料金と環境価値料金を個々に計算する為、入札金額内訳書に環境価値料金項目を追加して良いでしょうか。不可の場合、弊社の様式にて作成・提出してよろしいでしょうか。	
41	弊社では電力量料金と環境価値料金を個々に計算する為、入札書及び積算内訳書に環境価値料金項目を追加させていただきたいです。つきましては、編集可能なエクセルデータをいただくことは可能でしょうか。不可の場合、弊社の様式にて作成・提出してよろしいでしょうか。	
42	基本料金単価及び電力量料金単価につきまして、施設毎に単価が異なる場合がございますが、ご了承いただけますでしょうか。また、可能な場合、契約書（案）契約単価の記載を変更いただくことは可能でしょうか。入札金額内訳書につきましても、施設毎となるように変更・修正してよろしいでしょうか。	
43	基本料金単価及び電力量料金単価につきまして、施設毎に単価が異なる場合がございますが、ご了承いただけますでしょうか。また、可能な場合、契約書（案）別添）契約単価の記載を変更いただくことは可能でしょうか。	

項番	質問	回答
44	仕様書および契約書に定めのない事項については、弊社供給条件および料金表によるものとなります。ご了承いただけますでしょうか。また、弊社落札の際、契約書においても上記の内容へ記載をご変更いただけますでしょうか。仕様書につきましても、契約書に合綴する場合は同様に変更いただくことは可能でしょうか。	入札時の価格算定の基準となった部分を、落札後に条件変更することは（軽微な場合を除き）原則としてできません。 しかし、契約書（案）第14条の所定の事由（天災地変、法令の制定又は改廃、その他の著しい事情の変更により、本契約に定めるところが不当となったと認められるとき）に該当する場合は、協議のうえ対応を行います。
45	落札後、契約内容に関する協議にはご対応いただけますでしょうか。	
3. 算定方法について		
46	【請求書の送付方法について】 郵便物の配達遅延及び紛失への対策、改正電子帳簿保存法への対策、今般の社会情勢や環境配慮のためのペーパーレス化等を目的に、電気料金請求書等の帳票をWEBページでご確認いただく方法をご了承いただけますでしょうか。	Webから請求書をダウンロードすることは問題ありません。 何らかの事情により請求書のダウンロードがかなわない場合は、業者決定後、協議することとします。（ご要望に沿えない可能性がございます。）
47	対象施設内で入居されているテナント様から個別（分割）では入金等の発生いたしますか。 また、同様に各テナント様へ別途請求書発行の対応は発生いたしますか。	現時点ではございません。
48	【関東電力管内以外】 発行される請求書につきまして「燃料費調整単価」「市場価格調整単価」の項目は分かれず合計値で「燃料費調整額」と表記される形となりますが問題ありませんでしょうか。	問題ございません。
49	弊社では仕様書や契約書（案）に記載がない場合、各施設をまとめた一括請求について発行することができません。供給地点特定番号毎の個別での請求書発行となりますが、ご了承いただけますでしょうか。	
50	弊社では仕様書や契約書（案）に記載がない場合、供給施設内にご入居されている企業様に対して分割して請求書を発行する事が出来ません。供給地点特定番号毎の請求書発行となりますが、ご了承いただけますでしょうか。	
51	【東京電力・関西電力管内】 1日以外の施設を含むご案件について弊社とのご請求回数が13回になりますがご了承いただけますでしょうか。	

項番	質問	回答
52	貴庁都合で契約を解除される場合は、弊社の約款等によると、期中解約となり違約金が発生いたしますが、お支払いいただけるという認識でよろしいでしょうか。	問題ございません。
53	契約期間中の契約電力に影響がある工事の予定ありまたは不明の場合、契約期間内の設備変更や契約電力500kW以上での契約電力増加について、契約電力を増加された日以降1年に満たないで、需給契約の廃止もしくは契約電力減少される場合、調達者様に違約金・解約金を請求させていただくことになりますが、了承いただけますでしょうか。	
54	発行される請求書、契約締結する契約書につきましてはすべて【税込】単価の記載となりますがご了承いただけますでしょうか。	
55	弊社では、システム上の仕様および業務運行上の理由により、入金後の領収書発行には対応しておりません。 お支払いの証憑につきましては、当社発行の請求書および金融機関が発行する振込明細書等をもってご確認いただく運用としております。つきましては、上記運用を前提として契約履行が可能かご教示ください。	
56	弊社では供給施設内にご入居されている企業様に対して個別に請求書を発行する事が出来ません。ご了承いただけますでしょうか。（自動販売機・施設内の売店等）	
57	支払について、口座振替、指定口座への入金、納付書による振込のいずれにも対応可能でしょうか。	現在は口座振替により支払いを行っています。請求にかかる事項に関しては、業者決定後、協議することとします。 （ご要望に沿えない可能性がございます。）
58	毎月の請求発行方法をご教示いただけますでしょうか。 ①施設別 ②一括（すべてまとめた請求書） ①②以外（詳細をご教示ください）	仕様書（10）対価の支払方法に記載の項目が記載されていれば、形式は問いません。

項番	質問	回答
59	【中部電力管内】 燃料費調整単価について、入札時の仕様書および契約書等にて「当該エリアを管轄する電力会社の燃料費調整単価、及び算出式を適用」されている場合は、その管轄電力会社が独自で設定しています負担軽減策（割引金額）については、当社は適用いたしません。ご了承いただけますでしょうか。	問題ございません。
60	【燃料費（等）調整単価の請求書表示について】 弊社が落札となった場合、みなし小売（関西電力株式会社様）が公表している燃料費調整単価とその他調整額（市場価格調整単価等）を合算して燃料費等調整単価として請求書に記載いたしますが、ご了承いただけますでしょうか。	請求にかかる事項に関しては、業者決定後、協議することとします。 （ご要望に沿えない可能性がございます。）
61	【燃料費（等）調整単価について】 契約期間中は、みなし小売電気事業者の入札時の約款の算定方法に基づく単価を適用させていただきますが、問題ございませんでしょうか。	
62	【東京電力管内】 燃料費調整単価は東京電力エナジーパートナー様の算定諸元である「燃料費調整額＝燃料費調整単価（ベーシックプラン）＋市場価格調整単価（ベーシックプラン）」の時間帯別燃料費調整単価にて算出適用しております。ご了解いただけますでしょうか。	
63	「積算内訳書」内の「契約金額の内訳」について、「仕様書上の業務別及び人件費とその他の経費別に金額が区別されたものでなければならない。ただし、商慣行その他の事情により、やむを得ないと認められる場合は、この限りではない。」とございますが、「入札金額内訳書」と同内容による作成で問題ございませんでしょうか。具体的な内訳の項目がございましたらご教示いただきたくお願いいたします。「積算内訳書」の提出期日について、落札者決定後、状況に応じて協議いただくことは可能でしょうか。	
64	弊社では、計量結果の報告（通知書）を請求書に記載しているご利用の内訳で替えさせて頂いております。検針結果等の通知書を請求書発行前に別途行うといった対応は行っておりませんが問題ございませんでしょうか。また、検査合格後の日付にて請求書の再発行は致しかねますのでご了承いただけますでしょうか。	

項番	質問	回答
65	請求書は紙請求書を郵送いたします。請求書の到着は毎月１５日前後、また長期連休時に２０日頃になる可能性がございますがよろしいでしょうか。（到着前の確定金額の提示はできません）	請求にかかる事項に関しては、業者決定後、協議することとします。 （ご要望に沿えない可能性がございます。）
66	【紙請求書による特別対応について】 請求担当・責任者の記載は致しかねており、押印のみ対応可能です。 ①押印必須の場合 押印した紙請求書を別途郵送対応いたします。その場合、請求書の到着が使用月に対し翌月の15日前後となります。 （長期連休時に２０日頃になる可能性がございます）ご了承いただけますでしょうか。	
67	弊社の電子請求書は、原則、確定版請求書を翌月７営業日夕方より順次掲載致します。 ご了承いただけますでしょうか。	
68	弊社供給条件ではお支払期日は「支払い義務発生日の翌日から起算して30日以内」と定めております。支払義務発生日とは、弊社が定例検針日を考慮してあらかじめ定めた日となります。ご了承いただけますでしょうか。また、弊社落札の際、契約書においても上記の内容へ記載をご変更いただけますでしょうか。	
69	請求書の支払い期限は請求書受領後30日以内に振込となります。（年度末でも同様）ご承諾いただけますでしょうか。	

項番	質問	回答
70	請求日、支払日等の詳細について、落札後に協議いただくことは可能ですか。	請求にかかる事項に関しては、業者決定後、協議することとします。 （ご要望に沿えない可能性がございます。）
71	各料金算定時の端数処理は、弊社の定める約款等に基づき算定してよろしいでしょうか。	
72	旧一電において燃調諸元の変更が行われた際、弊社システム対応の関係で現行の諸元を継続するなど協議させていただくことがあることをあらかじめご了承ください。	
73	契約時において、燃料費等調整額については、入札単価算出時に適用した算定諸元（基準燃料価格、基準市場価格、算定式等）を契約期間中、継続して適用する対応で問題ございませんでしょうか。	
74	契約書（案）第10条第１項、第12条第１項および仕様書2.（10）では、月ごとの報告書について検査を受けた後に請求書を提出する手順と理解しております。弊社では、計量後に請求書および請求内訳を同時に送付する運用としており、検査用の報告書を請求書発行前に別途お送りすることは行っておりません。 つきましては、次の取扱いでよろしいでしょうか。 ①請求書に添付する請求内訳（契約電力、力率、使用期間、使用電力量、燃料費調整額、請求金額等を記載したもの）を、請求書とは別にメールにて提出すること。 ②検査終了後の日付での請求書の再発行は行わず、請求書の日付は弊社の発行日となること。	

項番	質問	回答
75	仕様書や契約書（案）に記載されている燃料費調整額には、市場価格調整額と離島ユニバーサルサービス調整額が含まれているという認識でよろしいでしょうか。（弊社落札後、北海道・東北・中国・九州エリアを管轄する旧一般電気事業者と同様に、燃料費調整額と合わせて市場価格調整額と離島ユニバーサルサービス調整額をご請求いたします）	請求にかかる事項に関しては、業者決定後、協議することとします。 （ご要望に沿えない可能性がございます。）
76	単価設定を全件ベーシックプランにて対応させていただきますのでご了承いただけますか。 その際、入札金額内訳書を修正して対応でもよろしいでしょうか。	
77	入札金額の算定は、入札説明書および仕様書に定める端数処理に従って行います。一方、実際の月次請求における基本料金・電力量料金・燃料費等調整額・再生可能エネルギー発電促進賦課金の端数処理（需要場所ごと・項目ごとの端数処理の方法）については、弊社約款に定める方法を適用し、その方法を入札金額内訳書または請求内訳に明記したうえで請求させていただく形でよろしいでしょうか。 貴機構にて端数処理の方法のご指定がある場合は、ご教示ください。	
78	燃料費等調整額（燃料費調整額、市場価格調整額その他これらに類する調整額）について、落札後に該当エリアを管轄する旧一般電気事業者が算定方式等の見直しを行った場合、同時期に見直し後の算定方法を適用することは可能でしょうか。	
79	弊社が落札者になった場合、金融機関窓口での請求書払い、もしくは口座自動引き落としのお支払いとなりますがよいでしょうか。官庁会計システム[ADAMSⅡ]での支払予定がございます場合は、その旨を回答いただきたくお願いいたします。	

項番	質問	回答
80	弊社は、燃料費調整および市場価格調整を行う料金プランを採用しています。ご了承いただけますでしょうか。	請求にかかる事項に関しては、業者決定後、協議することとします。 （ご要望に沿えない可能性がございます。）
81	仕様書2.（11）①では、基本料金の力率割引または割増、電力量料金の燃料費調整および再エネ賦課金は、管内の旧一般電気事業者（北海道電力）が特定規模需要に対して定める標準供給条件（基本契約要綱）によるとされております。 標準供給条件に複数の料金メニューがある場合、準拠すべきメニュー名および参照する版（適用時点）のご指定はございますでしょうか。ご指定がない場合は、入札書提出時点で北海道電力が公表している高圧向けの標準的な料金メニュー（燃料費等調整の算定諸元）に準拠するものと理解してよろしいでしょうか。	請求にかかる事項に関しては、業者決定後、協議することとします。 （ご要望に沿えない可能性がございます。）
82	仕様書や契約書（案）に記載されている燃料費調整額には、市場価格調整額含まれているという認識でよろしいでしょうか。（弊社落札後、北陸・中部エリアを管轄する旧一般電気事業者と同様に、燃料費調整額と合わせて市場価格調整額をご請求いたします）	請求にかかる事項に関しては、業者決定後、協議することとします。 （ご要望に沿えない可能性がございます。）
83	弊社は1供給地点ごとに請求書を1部発行しておりますが、本件では、供給地点内でさらに分割した請求書発行の対応（入居者毎に発行する等）は生じますか。	電気料金は需要場所単位の請求で問題ありません。 また、複数の事業者から電気料金の支払いを行うことはありません。
84	本件では分割入金の希望はございますか。ある場合は、入金内訳について事前に弊社までお知らせいただくことは可能でしょうか。	電気料金を分割して支払う予定はございません。
85	【途中解約について】 仕様書等に記載の無い、契約期間中に施設の閉鎖や移転等により電力の供給停止に伴う途中解約が発生する場合、協議のうえでの解約となりますがご了承いただけますでしょうか。	問題ございません。
86	契約期間中に需給契約を廃止される場合には、適正な費用負担をお願いする観点から、解約金（残存期間における基本料金の10%相当）を申し受けておりますが、了承いただけますでしょうか。	問題ございません。

項番	質問	回答
87	【東京電力管内以外】 ダウンロード可能な電子請求書へは押印及び請求担当者等の記載は対応しておりません。ご了承いただけますでしょうか。（ご了承いただけない場合は【紙請求書による特別対応について】のご回答をお願いいたします。）	問題ございません。
88	銀行振込により振込手数料が発生した場合、 民法第484条、第485条の「持参債務の原則」に基づき該当手数料は振込者のご負担となります。 予めご了承願います。	問題ございません。
89	電気の使用を廃止しようとされる場合、あらかじめ廃止時期を定めて廃止希望日の3か月前までにお申し出いただくこととしています。了承いただけますでしょうか。	問題ございません。
90	遅延利息について弊社の供給条件では、「その算定の対象となる料金から、消費税等相当額を差し引いた金額に年10パーセントの割合を乗じて算定してえた金額」と記載されております。ご了承いただけますでしょうか。また、弊社落札の際、契約書においても上記の内容へ記載をご変更いただけますでしょうか。	落札した場合、原則として、ホームページに掲載している契約書（案）のとおり契約を締結いたします。契約締結後に仕様を変更する場合は、内容により協議します。（ご要望に沿えない可能性がございます。）
5. 仕様書にかかる提出書類等について		
91	（別添3－1）適合証明書2①について、供給する電気にて0.342以下を達成見込みである場合、証明書類としては、別添3－3（特定電源割当誓約書）の1～3の項目を記載して提出することで問題ありませんか。	証跡として、適合証明書1及び2の条件を満たすことを示す書類を添付してください。
92	非化石証書については、「トラッキングの有無」についてのご教示と、「FITと非FITの指定は無い（どちらでも可）」という認識でお間違いないでしょうか。	ご認識の通りです。
93	再生可能エネルギーを供給するにあたりまして確認となりますが、電気価値の指定は無し、非化石価値は「再エネ指定非化石証書の適用による実質再エネ電力」の供給という事で、認識の齟齬はありませんでしょうか。	

項番	質問	回答
94	市場連動プランでの応札は可能でしょうか。可能な場合、以下の点についてご確認いただけますでしょうか。 市場連動プランは、一般的な固定単価契約とは異なり、市場価格（JEPXエリアプライス）に応じて電力量料金単価が変動する契約となります。 請求項目や料金体系が固定単価契約とは異なりますが、問題ございませんでしょうか。 （ご参考） https://www.jepx.jp/electricpower/market-data/spot/	仕様書の通り不可です。
95	別添3－1（適合証明書）の2①は「令和6年度」の二酸化炭素排出係数の記載を求めておりますが、別添4（評価方法）および様式1は「令和7年度」の排出係数を対象としています。 別添3－1には令和6年度の実績値（温対法に基づき公表された値）を記載し、様式1には令和7年度の値を記載する理解でよろしいでしょうか。また、令和7年度の事業者全体の調整後排出係数が入札時点で未公表の場合の記載方法および添付資料について、ご教示ください。	提出時点で確定している最新の年度の記載をお願いします。
96	【総合評価落札方式における評価項目の取組状況について】※様式1 「令和7年度」と記載がございますが、弊社から提出可能な資料は令和6年度のものが最新の数値になります。そのため、令和6年度の数値を記入しても問題ございませんでしょうか。	問題ございません。
97	郵便にて提出が必要となる事前提出書類について、複数案件分を一つの外封筒にまとめて送付しても差し支えないでしょうか。	
98	【特定電源割当証明書の提出について】 提出方法については　PDFデータをメールにて送付という形でもよろしいでしょうか。 また、証明書の押印について電子印（角印）にてご了承いただけますでしょうか。	問題ございません。何らかの問題で取得がかなわない場合は、業者決定後、協議することとします。（ご要望に沿えない可能性がございます。）
99	計量日をご教示ください。仮に1日（繰上）以外のご契約がある場合、計量日付での契約変更となりますが、ご了承いただけますでしょうか。	現在の計量日は各施設ごとに異なっております。現在の計量日については、落札後に落札者に対して提示します。なお、1日以外の計量日の場合にあわせた契約書となっておりますので、変更契約には該当しません。
100	（別添3－4）特定電源割当誓約書について、当社は供給開始前に発電施設および電源情報を定めることができないため、3－4の【別添1】発電施設（見込みを含む。）【別添】環境価値の属性情報（見込みを含む。）は空欄または提出不可となりますが問題ありませんか。	仕様書の要件を満たしていれば問題ございません。

項番	質問	回答
101	当社が落札した場合、特定電源割当証明書における「環境価値の属性情報」のうち、「発電事業者名」「代表者名」「事業所の住所」「事業者の電話番号」については、非化石価値取引市場において取得できる情報ではないため、空欄にて提出することとなります。一方、非化石価値取引市場において取得可能な「証書番号」「発電設備ID」「発電設備区分」「発電設備名」「発電設備所在地」「運転開始日」「発電出力（kW）」等については、開示可能です。このような対応であっても、入札への参加は可能でしょうか。	仕様書の要件を満たしていれば問題ございません。
102	入札説明書９（６）に「落札者は、契約金額の積算内訳を提出すること」とありますが、入札時に提出する入札金額内訳書とは別の内訳書の提出が必要でしょうか。その場合、施設合計の契約電力及び予定使用電力量にて算出した内訳書を提出としてよろしいですか。	施設別の内訳書が必要になります。
103	特定電源割当計画書および証明書について、全施設の契約電力・使用電力量をまとめての作成でよろしいでしょうか。	対象施設のすべてが記載されていれば問題ございません。
104	再生可能エネルギー供給を含む契約について、契約完了後に発行する「特定電源割当証明書および非化石証書」について年度毎の更新になるため、発行までにかなりのお時間となります。ご了承いただけますでしょうか。 例）契約期間：2027年4月～2028年3月　→　2028年８月以降に１年分発行 契約期間：2026年11月～2027年10月　→　2027年８月以降に5カ月分 （2026年11月～2027年３月分） 2028年８月以降に7カ月分（２０２７年４月～２０２７年１０月分）	提出時期につきましては、業者決定後、協議することとします。（ご要望に沿えない可能性がございます。）
105	特定電源割当証明書（別紙含む）について、電力供給が終了後、3か月以内に提出することとなっていますが、４半期に1回の取引結果が、毎年5月頃に取引市場から弊社に通知されるため、お客さまへの移転量を証明する特定電源割当証明書（別紙含む）も、年1回（供給終了後6月下旬頃）に提出、最終月分については翌年6月下旬頃に提出させていただくことになります。が、ご了承いただけますでしょうか。（非化石市場で取引している事業者は全て共通のスケジュールとなっております。）	
106	弊社が落札させていただいた際には、契約書に記載する単価は電力量料金単価と環境価値料金単価を分けて記載することになりますがご了承いただけますでしょうか。（尚、弊社が電気料金請求の際に請求書に同封する電気料金計算内訳書には、電力量料金と環境価値料金が個々に記載されます）	落札した場合、原則として、ホームページに掲載している契約書（案）のとおり契約を締結いたします。契約締結後に仕様を変更する場合は、内容により協議します。（ご要望に沿えない可能性がございます。）

項番	質問	回答
107	弊社が落札させていただいた場合、頂いている様式のご契約書とは別に、再生可能エネルギー電力供給に関するご契約書を別途締結いただくこととなります。ご了承いただけますでしょうか。	落札した場合、原則として、ホームページに掲載している契約書（案）のとおり契約を締結いたします。契約締結後に仕様を変更する場合は、内容により協議します。（ご要望に沿えない可能性がございます。）
108	弊社では、燃料費調整単価に加え、2024年4月から市場価格調整単価を導入しております。落札後、市場価格調整単価を考慮した上で、毎月の電気料金を計算します。ご了承いただけますでしょうか。また、弊社落札の際、こちらの記載を契約書に追記いただくことは可能でしょうか。	
109	仮に当社が落札した場合、契約書（案）の内容について落札後に協議いただくことは可能でしょうか。	
110	契約書（案）第13条「ただし、約定期限内に支払をしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間を、遅延損害金を支払う日数から減ずるものとする。」につきまして、弊社では対応できかねます。ご了承いただけますでしょうか。ご了承いただけない場合、弊社が落札した際に『甲乙協議の上、』の文言を追加で記載していただくことは可能でしょうか。「天災地変等やむを得ない理由による場合は、『甲乙協議の上、』当該理由の継続する期間を、遅延損害金を支払う日数から減ずるものとする。」	
111	契約書（案）第13条に、「遅延損害金（100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）」と記載がございますが、弊社では端数処理を「円未満切り捨て」で請求させていただいております。ご了承いただけますでしょうか。また、弊社落札の際、契約書を上記の内容へ記載をご変更、または削除いただけますでしょうか。	
112	契約書に以下の文言を追加させていただけますか。乙（供給者）は、この契約の締結後、乙の定める電気契約要綱・標準料金表に変更がある場合、乙は甲（入札実施機関）へ通知のうえ、変更後の電気契約要綱・標準料金表に基づき、契約金額を変更することができる。	
113	弊社が落札した場合、弊社の契約書様式をもとに、協議のうえ締結することは可能でしょうか。また、契約書へ、「本契約書に記載が無い事項については、乙の電気標準約款および電気標準実施要綱による」等の記載は可能でしょうか。不可の場合、弊社の契約書様式をもとに、協議のうえ、別途覚書を取り交わすことについて協議させていただくことは可能でしょうか。	

項番	質問	回答
114	別添1（全体）の注記に、「契約後に必要な調達期間次第では令和9年1月からの契約開始を検討」とのご記載がありますが、仕様書2.（3）の使用期間は令和9年4月1日～令和10年3月31日とされております。 ①契約開始が令和9年1月となる場合の、令和9年1月～3月分の予定使用電力量および予定契約電力の見込みをご教示ください。 ②その場合の入札金額は、別添1に記載の令和9年4月～令和10年3月分の予定数量により算出した金額のままとし、前倒し期間にも同一の契約単価を適用するという理解でよろしいでしょうか。 ③契約開始日が確定する時期の見通しをご教示ください。	落札業者の準備期間に対応するための期間です。必要があれば契約締結時期のみ前倒しにするという趣旨です。
6. 工事について		
115	各需要場所において、契約期間中に、トランス増設や受変電設備の変更など、契約電力に影響がある工事の予定はございますか。	工事や設備工事（設置・撤去を含む）につきまして、トランスの増量及び引き込み位置の移設・変更に限り情報提供を行います。ただし提供時期や内容に関しては業者決定後別途調整させていただく予定です。
116	契約開始後に発生しました工事作業及び工事申込に関しましては工事予定日2か月前までに弊社と協議をおこなっていただくことをご了承いただけますでしょうか。	工事や設備工事（設置・撤去を含む）につきまして、トランスの増量及び引き込み位置の移設・変更に限り情報提供を行います。ただし提供時期や内容に関しては業者決定後別途調整させていただく予定です。
117	供給開始日付または、供給期間中に契約電力を変更されるご予定はございますか。ご予定がある場合は、変更前・変更後の契約電力をそれぞれお知らせください。	令和8年度の建築・増築にかかる移転及び引き込み位置の移設・変更は以下のとおりです。 ・岩見沢年金事務所（令和9年1月テナントへ移転） ・高崎年金事務所（令和9年5月テナントへ移転） 移転後も移転前拠点については使用しますが、減少する見込です。（時期等未定）
118	別添1（全体）の注記に「移転等に伴い供給地点が変更となる可能性があります」とあります。①項番78「高崎年金事務所」は、2行（群馬県高崎市栄町10-1／同市××××（受託後、別途通知））に、同一の契約電力（74kW）および予定使用電力量（122,961kWh）が記載されております。移転前後の同一施設を併記したものと理解しておりますが、別添1（全体）の契約電力合計（5,308kW）および使用電力量合計（8,905,274kWh）には両行が計上されております。入札金額の算定に用いる契約電力・予定数量は、別添1（全体）の合計値でよろしいでしょうか。実際に供給対象となる需要場所と移転時期もご教示ください。②項番101「旧大田年金事務所【本部管理】」は、契約期間（令和9年4月～令和10年3月）を通じて供給対象でしょうか。③上記のほか、契約期間中に移転等で供給地点が変更となる施設がある場合は、施設名・時期、変更時の契約電力・使用電力量の見込み、および契約単価の取扱い（変更前と同一単価を適用するか）をご教示ください。	令和8年度の建築・増築にかかる移転及び引き込み位置の移設・変更は以下のとおりです。 ・岩見沢年金事務所（令和9年1月テナントへ移転） ・高崎年金事務所（令和9年5月テナントへ移転）移転後も移転前拠点については使用しますが、減少する見込です。（時期等未定） 使用電力については現時点での過去実績をもとに算出したものであり、移転後の稼働状況を保障したものではありません。

項番	質問	回答
119	仕様書別添1（北陸）の項番60「金沢年金相談センター」は、需要場所住所が「石川県金沢市××××（受託後、別途通知）」と記載されております。①需要場所の住所は、いつ頃ご通知いただけますでしょうか。②供給開始日（令和9年4月1日からの供給開始に間に合う時期にご通知いただけるか）および、受電方式・計量器・検針方法の仕様が他の需要場所と同様かをご教示ください。③契約電力（34kW）および予定使用電力量は、現時点の見込みとの理解でよろしいでしょうか。見込みが確定する時期もご教示ください。	①業者決定後にお知らせします。 ②ご認識の通りです。 ③見込数量は仕様書のとおりです。
7. その他		
120	落札時、電力切替手続きにおいて、必要な情報を確認したく、最新請求書1ヶ月分の写しをご提出は可能でしょうか。	問題ございません。
121	契約書の提出期限や、締結日の期限はございますでしょうか。契約内容確定後、社内決裁・製本・押印・発送等のお時間を頂戴することになるため、指定の日数での提出ができかねる可能性がございます。その場合、提出日の延長について協議いただくことは可能でしょうか。	業者決定後、協議することとします。
122	仕様書において「当該業務の実施にあたり、主体的部分（業務の全体管理、電力の供給、及び費用の請求）を第三者へ委託することは認めないものとする」とございますが、弊社は費用の請求において専門企業へ一部委託しております。ご了承いただけますか。	費用請求に関する主体的な部分を委託されている場合は不可です。
123	各料金算定時の端数処理は、弊社の定める約款等に基づき算定してよろしいでしょうか。	単価の単位は1円とし、その端数は小数点第3位以下を切捨てた額としてください。 仕様書についても変更をしています。ご確認ください。